「「48又は120から経過期間（平成24年４月１日以後最初に開始する事業年度又は連結事業年度開始の日から適格合併、適格分割又は適格現物出資の日の前日までの期間）の月数を控除した月数」」を「「120から経過期間（平成24年４月１日以後最初に開始する事業年度又は連結事業年度開始の日から適格合併、適格分割又は適格現物出資の日の前日までの期間）の月数を控除した月数」」に改め、同号③を同号②とする。

別表十一(十四)の表中

所得基準額 （別表四「40の①」－「26の①」）又は（別表四の二付表「47の①」－「34の①」）	所得基準額 （別表四「41の①」－「26の①」）又は（別表四の二付表「48の①」－「34の①」）

に、

平　・　・	平　・　・	平　・　・

を

・　・	・　・

に、

所得基準額 （別表四「40の①」－⑽－別表四「26の①」）又は（別表四の二付表「47の①」－⑽－別表四の二付表「34の①」）

を

所得基準額 （別表四「41の①」－⑽－別表四「26の①」）又は（別表四の二付表「48の①」－⑽－別表四の二付表「34の①」）

に改め、同表の記載要領第１号中「認定農地所有適格法人等」を「認定農地所有適格法人」に、「若しくは青色申告書」を「、青色申告書を提出する法人で所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第７号）第15条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この記載要領において「平成30年旧措置法」という。）第61条の２第１項（農業経営基盤強化準備金）に規定する特定農業法人である同項に規定する農地所有適格法人（認定農地所有適格法人を除く。）に該当するものが同条の規定の適用を受ける場合若しくは青色申告書」に、「認定農業生産法人等」を「特定農業法人（同項に規定する農業生産法人を除く。）」に、「若しくは連結法人」を「、連結法人で平成30年旧措置法第68条の64第１項（農業経営基盤強化準備金）に規定する特定農業法人である同項に規定する農地所有適格法人（認定農地所有適格法人を除く。）に該当するものが同条の規定の適用を受ける場合若しくは連結法人」に改め、同第11号(2)中「農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和55年農林水産省令第34号）」を「農業経営基盤強化促進法施行規則の一部を改正する省令（平成30年農林水産省令第23号）による改正前の農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和55年農林水産省令第34号。次号において「平成30年旧農経規則」という。）」に改め、同第12号中「該当する」を削り、「の該当号を」を「に該当する場合にはその該当号を記載し、当該交付金等が平成30年旧農経規則第25条の２第３号（勧奨についての配慮）に掲げる交付金に該当する場合には「旧第３号」と」に改め、同第四号及び第五号中「別表四「42」又は別表四の二付表「49」」を「別表四「43」又は別表四の二付表「50」」に改め、同第六号中「第61条の２第３項若しくは」を「第61条の２第３項（第２号ロに係る部分を除く。）、平成30年旧措置法第61条の２第３項若しくは」に、「第68条の64第３項若しくは」を「第68条の64第３項（第２号ロに係る部分を除く。）、平成30年旧措置法第68条の64第３項若しくは」に改め、同第七号中「若しくは平成27年旧措置法第61条の３」を「、平成30年旧措置法第61条の３（農用地等を取得した場合の課税の特例）若しくは平成27年旧措置法第61条の３」に、「若しくは平成27年旧措置法第68条の65」を「、平成30年旧措置法第68条の65（農用地等を取得した場合の課税の特例）若しくは平成27年旧措置法第68条の65」に改め、同第八号及び第九号中「別表四「43」又は別表四の二付表「50」」を「別表四「44」又は別表四の二付表「51」」に改める。

別表十一(十五)の表中

平　・　・
平　・　・
平　・　・

を

・　・
・　・
・　・

に、

所得金額総計又は個別所得金額仮計 （別表四「40の①」又は別表四の二付表「47の①」）

を

所得金額総計又は個別所得金額仮計 （別表四「41の①」）又は（別表四の二付表「48の①」）

に改め、同表の記載要領第11号及び第12号中「別表四「46」又は別表四の二付表「53」」を「別表四「47」又は別表四の二付表「54」」に改める。

別表十二(四)の表を次のように改める。